

令和6年度大仙市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の就労支援及び自立の促進に資することを目的とする。

2. 適用範囲

本方針の適用範囲は、市長部局、議会事務局、各行政委員会事務局及び上下水道局並びに大曲仙北広域市町村圏組合（大仙市内のみ）が発注する物品等とする。

3. 対象となる事業所

調達の対象となる障害者就労施設等は、物品等の調達が可能な障害者総合支援法に基づく市内に住所を有する以下の施設等とする。

- (ア) 就労移行支援事業所
- (イ) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (ウ) 生活介護事業所
- (エ) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う場合に限る。）
- (オ) 地域活動支援センター

4. 基本的考え方

（1）市の推進体制

施設等からの物品等の調達について、担当窓口を設置し実績向上を図るため有益な情報提供を行い、継続的かつ安定的な調達を全庁で取り組むものとする。

（2）物品等の品目

障害者就労施設等から市が調達できる物品等を把握し、その特性を踏まえつつ、物品等の調達の推進に努める。

区分	分類	内 容
物品	飲食品	干し椎茸、切り干し大根、弁当、惣菜（真空パック含む）、加工品、オードブル、ケーキ、コーヒー、うどん、焼きそば、駄菓子、各種パン、漬物（いぶり漬け）など
	雑貨	ネックストラップ、蠟燭、造花 など
	娯楽品	廃品利用椅子など
	その他	スノーポール、多目的支柱 など
役務		点字名刺作成、クリーニング、シール貼り、封入作業、会議室無償貸借（店内にて飲食物を注文された場合）、清掃、メール便配達、除草、除雪等の軽作業 など

（注）上記に記載のないものであっても、市が調達可能な物品等であれば対象とする。

(3) 調達の目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、物品等の種別ごとの実績額並びにその合計額について、過去の実績額のうち最も高い実績額を上回ることを目標とする。

5. 調達方法等に関する事項

(1) 情報の収集及び提供

担当窓口は、障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報収集を行うとともに、収集した情報について、各部局等に向け積極的に提供し、発注の拡大に努める。

(2) 隨意契約の活用等

障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令、大仙市財務規則による随意契約を積極的に活用するものとする。

6. 調達方針および調達実績の公表

(1) 調達方針の公表

調達方針を策定したときは、本市ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績の公表

調達実績については、毎会計年度終了後に、障害者就労施設等からの実績報告を取りまとめ公表する。

7. 調達方針に関する担当窓口

担当窓口は、健康福祉部社会福祉課障がい者支援班とする。